



投資信託説明書(交付目論見書)

使用開始日：2016年6月13日

YMアセット・バランスファンド (安定タイプ) / (成長タイプ)

追加型投信 / 内外 / 資産複合

愛称：**トリプル維新ファンド**
(安定タイプ) / (成長タイプ)



委託会社 [ファンドの運用の指図を行なう者]

ワイエムアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 中国財務局長(金商)第44号

ホームページ <http://www.ymam.co.jp/>

お問い合わせ **083-223-7124** (営業日の9:00~17:00)

受託会社 [ファンドの財産の保管および管理を行なう者]

三菱UFJ信託銀行株式会社

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。

- ◆各ファンドの略称としてそれぞれ次を用いることがあります。
YMアセット・バランスファンド(安定タイプ)：安定タイプ
YMアセット・バランスファンド(成長タイプ)：成長タイプ
- ◆各ファンドの総称を「YMアセット・バランスファンド」とします。

〈各ファンド共通〉

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	資産複合	その他資産 (投資信託証券 (資産複合))	年1回	グローバル (含む日本)	ファンド・オブ・ファンズ	あり (部分ヘッジ)

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類・属性区分の定義について

くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ[<http://www.toushin.or.jp/>]をご参照下さい。

〈委託会社の情報〉

委 託 会 社 名 ワイエムアセットマネジメント株式会社
 設 立 年 月 日 2016年1月4日
 資 本 金 1億円
 運用する投資信託財産の
 合 計 純 資 産 総 額 該当ありません。

(平成28年4月末現在)

- 本書により行なう「YMアセット・バランスファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を平成28年5月27日に関東財務局長に提出しており、平成28年6月12日にその届出の効力が生じています。
- 当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行なう場合に、投資信託および投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行ないます。
- 当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 請求目論見書は、投資者の請求により販売会社から交付されます(請求を行なった場合には、その旨をご自身で記録しておくようにして下さい。)
- ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読み下さい。

ファンドの目的

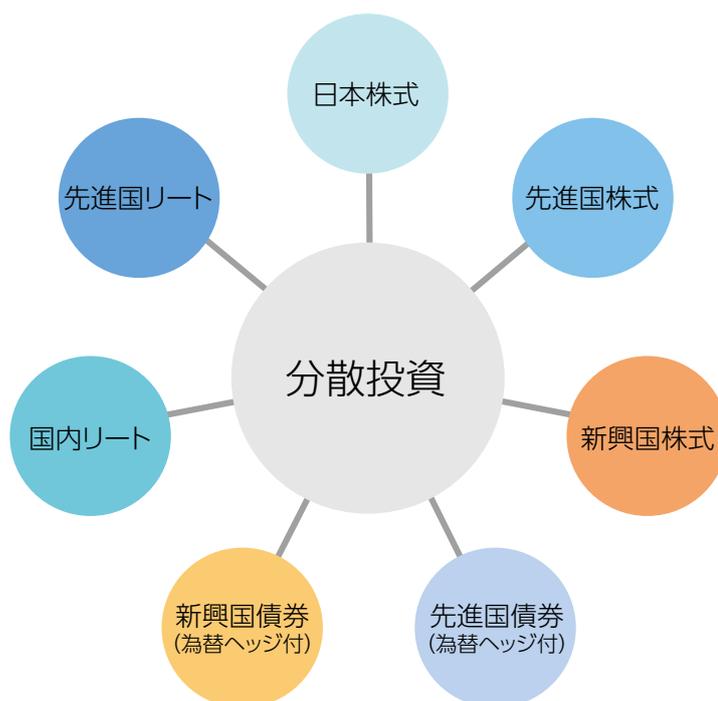
内外の債券、株式および不動産投資信託証券(リート)に投資し、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。

ファンドの特色



複数の投資信託証券への投資を通じて、主として内外の債券、株式および不動産投資信託証券(リート)に投資します。

- 実質的に世界の債券、株式、リートに分散して投資を行なうことによりリスクの低減をめざします。
- 先進国の債券、株式に加えて新興国の債券、株式にも分散投資することにより世界経済全体の発展の恩恵を享受することをめざします。



外貨建の債券への投資にあたっては、為替ヘッジを行なうことを基本とします。

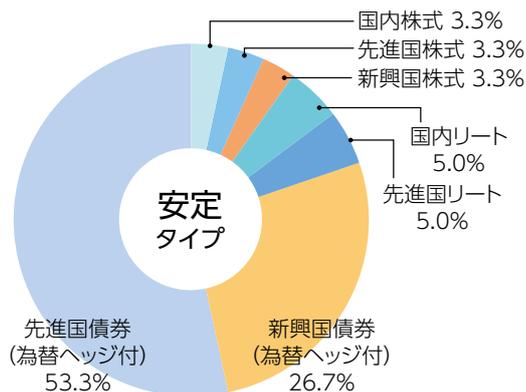
ファンドの目的・特色

2

各資産への投資比率が異なる「安定タイプ」と「成長タイプ」の2つのタイプから選択できます。

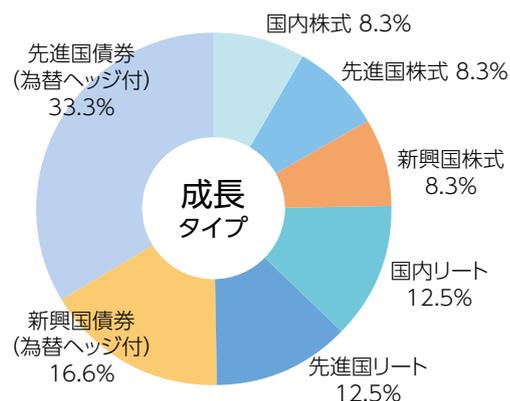
安定タイプ

信託財産の**安定的**な成長を重視します。



成長タイプ

信託財産の**中長期的**な成長を重視します。



			安定タイプ		成長タイプ	
資産クラス	株式	国内株式	10%	3.3%	25%	8.3%
		先進国株式		3.3%		8.3%
		新興国株式		3.3%		8.3%
	リート	国内リート	10%	5.0%	25%	12.5%
		先進国リート		5.0%		12.5%
	債券	新興国債券(為替ヘッジ付)	80%	26.7%	50%	16.6%
先進国債券(為替ヘッジ付)		53.3%		33.3%		
合計			100%	100%	100%	

※上記は平成28年4月現在の資産配分のイメージであり、実際の配分比率とは異なります。また資産クラスの種類、各資産クラスの配分および投資対象とする投資信託証券は将来変更する場合があります。

3

山口フィナンシャルグループの運用会社であるワイエムアセットマネジメント株式会社がファンド運用を行ないます。

経営理念

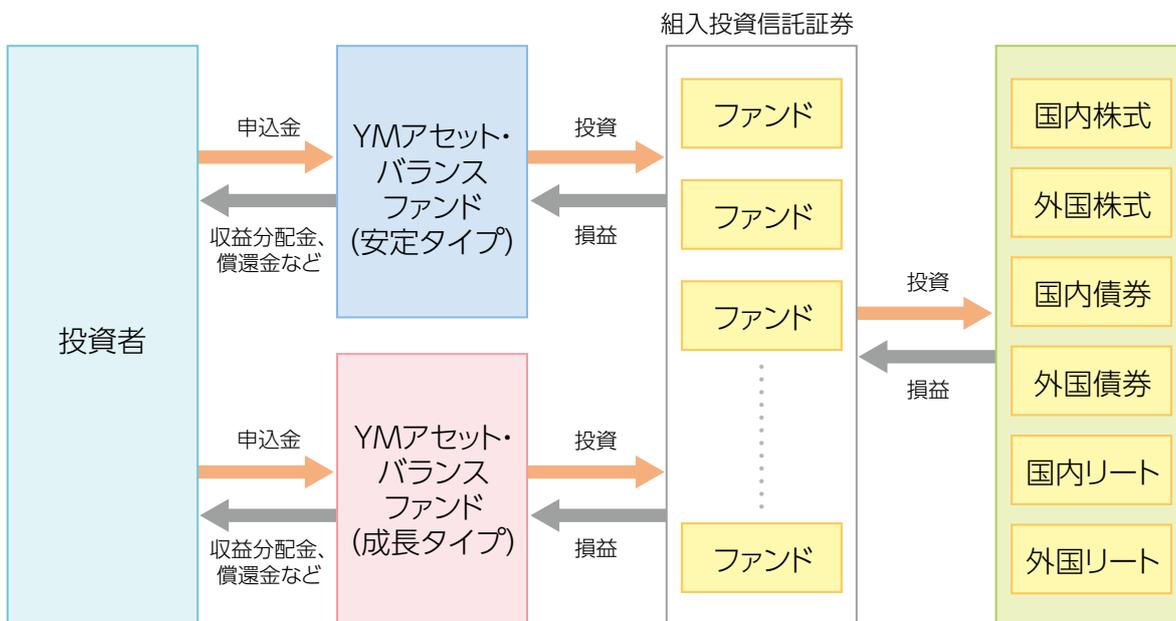
- 高潔な職業倫理のもと進取の気概を持ち、お客様の資産形成に貢献してまいります。
- 地域経済の持続可能な発展に寄与することを使命とし商品開発に取り組みます。
- 社員一人ひとりが高い志と将来への展望を持ち業務に取り組みます。

未来のあなたへ —— ワイエムアセットの提案です

(株)山口フィナンシャルグループは、(株)山口銀行、(株)もみじ銀行、(株)北九州銀行等からなる金融グループの総称です。

ファンドの仕組み

内外の債券、株式およびリートを実質的な投資対象とする複数の投資信託証券に投資する「ファンド・オブ・ファンズ」です。



※くわしくは、「組入投資信託証券の概要」をご参照下さい。

投資信託証券の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。

当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1～2の運用が行なわれないことがあります。

分配方針

毎年6月23日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。

分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。

原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

主な投資制限

- 株式への直接投資は、行ないません。
- 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

投資リスク

基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金とは異なります。

〈主な変動要因〉

価格変動リスク・信用リスク	組入資産の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
株 価 の 変 動	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。新興国の証券市場は、先進国の証券市場に比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向が考えられます。
公 社 債 の 価 格 変 動	公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。新興国の公社債は、先進国の公社債と比較して価格変動が大きく、債務不履行が生じるリスクがより高いものになると考えられます。ハイ・イールド債を組入れる場合には、格付けの高い公社債に比べてこうしたリスクがより高いものになると想定されます。
リ ー ト の 価 格 変 動	リートの価格は、不動産市況の変動、リートの収益や財務内容の変動、リートに関する法制度の変更等の影響を受けます。
為 替 変 動 リ ス ク	外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。特に、新興国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行なう場合、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。なお、日本円の短期金利が投資対象資産の通貨の短期金利よりも低い場合は、金利差相当分程度の為替ヘッジコストが生じます。
カ ン ト リ ー ・ リ ス ク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。
そ の 他	解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

※組入投資信託証券の変更に伴い内容が追加される場合があります。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

リスクの管理体制

- 委託会社では、取締役会が決定した運用リスク管理に関する基本方針に基づき、運用部から独立した部署および会議体が直接的または間接的に運用部へのモニタリング・監視を通し、運用リスクの管理を行ないます。

投資リスク

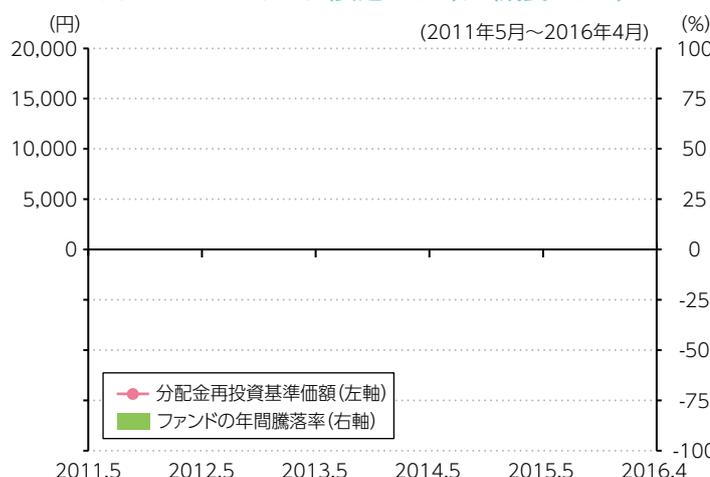
参考情報

● 下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

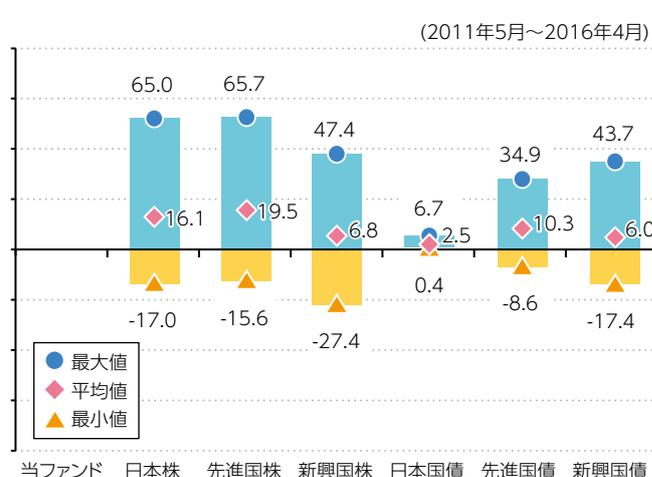
右のグラフは過去5年間に於ける年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年間に於ける年間騰落率の推移を表示しています。

ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移

YMアセット・バランスファンド(安定タイプ) / (成長タイプ)



他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。

※ファンドの年間騰落率は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。

- ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
- ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
- ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

各資産クラスの指数

日本株……東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
 先進国株……MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)
 新興国株……MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
 日本国債……NOMURA-BPI国債
 先進国債……シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
 新興国債……JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースィファイド(円ベース)
 (注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベース指数を使用しております。

各資産クラスの騰落率について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに、株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所および各指数のデータソースは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、株式会社野村総合研究所および各指数のデータソースは、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。
 MSCI インデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
 NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。
 シティ世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLC に帰属します。
 JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースィファイド(円ベース)に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

基準価額・純資産の推移

当ファンドは、平成28年6月24日から運用を開始する予定であり、該当事項はありません。

分配の推移

当ファンドは、平成28年6月24日から運用を開始する予定であり、該当事項はありません。

主要な資産の状況

当ファンドは、平成28年6月24日から運用を開始する予定であり、該当事項はありません。

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。

当ファンドは、平成28年6月24日から運用を開始する予定であり、該当事項はありません。

※当ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示される予定です。

追加的記載事項

組入投資信託証券の概要

- 下記は、平成28年4月現在の組入投資信託証券の一覧であり、今後、名称変更となる場合、繰上償還等により投資信託証券が除外される場合、新たな投資信託証券が追加となる場合等があります。

投資信託証券	運用会社	主要投資対象	主な投資方針
国内株式ファンド (適格機関投資家専用)	大和証券投資信託 委託株式会社	わが国の株式	国内の株式市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行いません。
先進国株式ファンド (適格機関投資家専用)		先進国の株式	日本を除く先進国の株式市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行いません。
新興国株式ファンド (適格機関投資家専用)		新興国の株式	新興国の株式市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行いません。
国内REITファンド (適格機関投資家専用)		わが国のリート	国内のリート市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行いません。
先進国REITファンド (適格機関投資家専用)		先進国のリート	日本を除く先進国のリート市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行いません。
先進国債券(為替ヘッジあり)ファンド (適格機関投資家専用)		先進国通貨建て債券	日本を除く先進国の債券市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行いません。為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行いません。
新興国債券(為替ヘッジあり)ファンド (適格機関投資家専用)		新興国の 国家機関が発行する 米ドル建ての債券	新興国の債券市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行いません。為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行いません。

※ 上記のすべての投資信託証券に投資するとは限りません。

お申込みメモ

購 入 単 位	最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位
購 入 価 額	①当初申込期間 1万口当たり1万円 ②継続申込期間 購入申込受付日の翌々営業日の基準価額(1万口当たり)
購 入 代 金	販売会社が定める期日までにお支払い下さい。
換 金 単 位	最低単位を1口単位として販売会社が定める単位
換 金 価 額	換金申込受付日の翌々営業日の基準価額(1万口当たり)
換 金 代 金	原則として換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。
申 込 受 付 中 止 日	①ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、ニューヨークの銀行またはロンドンの銀行のいずれかの休業日 ②①ほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日 (注)申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。
申 込 締 切 時 間	午後3時まで(販売会社所定の事務手続きが完了したもの)
購 入 の 申 込 期 間	①当初申込期間 平成28年6月13日から平成28年6月23日まで ②継続申込期間 平成28年6月24日から平成29年9月15日まで (終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)
設 定 日	平成28年6月24日
換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込には制限があります。
購 入 ・ 換 金 申 込 受 付 の 中 止 お よ び 取 消 し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等)が発生した場合には、購入、換金の申込みの受け付けを中止すること、すでに受け付けた購入の申込みを取消すことがあります。
信 託 期 間	平成28年6月24日から平成38年6月23日まで 受益者に有利であると認めるときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長できます。
繰 上 償 還	次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させること(繰上償還)ができます。 ・受益権の口数が30億口を下ることとなった場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決 算 日	毎年6月23日(休業日の場合翌営業日)
収 益 分 配	年1回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。 (注)当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。
信 託 金 の 限 度 額	各ファンドについて1兆円
公 告	電子公告の方法により行ない、ホームページ(http://www.ymam.co.jp/)に掲載します。
運 用 報 告 書	毎計算期末に作成し、交付運用報告書をあらかじめお申出いただいたご住所にお届けします。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。なお、当ファンドの非課税口座における取扱いは販売会社により異なる場合がありますので、くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。 ※平成28年4月末現在のものであり、税法が改正された場合等には変更される場合があります。

ファンドの費用・税金

〈ファンドの費用〉

投資者が直接的に負担する費用				
	料率等	費用の内容		
購入時手数料	ありません。	—		
信託財産留保額	ありません。	—		
投資者が信託財産で間接的に負担する費用				
	料率等	費用の内容		
運用管理費用 (信託報酬)	安定タイプ: 年率1.107% (税抜1.025%) 成長タイプ: 年率1.215% (税抜1.125%)	運用管理費用の総額は、毎日、信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎計算期間の最初の6か月終了日(休業日の場合翌営業日)および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。		
	委託会社	ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価です。		
	販売会社	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。		
	受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。		
	配分については、下記参照			
	〈運用管理費用の配分〉(税抜) ^(注1)			
			安定タイプ	成長タイプ
		委託会社	0.60%	0.70%
		販売会社	0.40%	0.40%
		受託会社	0.025%	0.025%
投資対象とする投資信託証券				
投資対象ファンドにおける運用管理費用等です。				
	安定タイプ	年率0.2052%(税抜0.19%)～年率0.324%(税抜0.30%)		
	成長タイプ	年率0.2052%(税抜0.19%)～年率0.324%(税抜0.30%)		
実質的に負担する運用管理費用の概算値(平成28年4月時点)				
	安定タイプ	年率1.380%程度(税込)*		
	成長タイプ	年率1.482%程度(税込)*		
* 実際の組入状況等により変動します。				
その他の費用・手数料	(注2)	監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。		

(注1)「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

(注2)「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。また、上場不動産投資信託は市場価格により取引されており、費用を表示することができません。

〈税金〉

・税金は表に記載の時期に適用されます。

・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 ^(注) 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 ^(注) 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

(注) 所得税、復興特別所得税および地方税が課されます。

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

満20歳以上の方を対象とした少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。また、20歳未満の方を対象とした非課税制度「ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方となります。くわしくは、販売会社にお問い合わせ下さい。

※上記は、平成28年4月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。